



# 鳥取県公報

平成17年3月28日(月)  
号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>人委規則</b>	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(16) (給与課)..... 1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(17) (〃).....11
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(18) (〃).....14

## 人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第16号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組	織	職	区 分	組	織	職	区 分
		部長（農業大学の部長を除く。） 防災監（人事委員会が承認したものに限る。） 文化観光局の局長（人事委員会 が承認したものに限る。） 行政監察監（人事委員会が承認 したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委 員会が承認したものに限る。） 理 事 監	1 種			部長（産業技術センター及び農 業大学の部長を除く。） 防災監（人事委員会が承認した ものに限る。） 文化観光局の局長（人事委員会 が承認したものに限る。） 理 事 監	1 種
		防 災 監 次長（衛生環境研究所、産業技 術センター及び農業大学の次 長を除く。） 副 出 納 長 局 長 県民室の室長（人事委員会が承 認したものに限る。） 自治研修所の所長（人事委員会 が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委	2 種			防 災 監 次長（産業技術センター及び農 業大学の次長を除く。） 副 出 納 長 局 長 県民室の室長（人事委員会が承 認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。）	2 種

本	庁	<p>員会が承認したものに限る。)</p> <p>産業技術センターのセンター長 (人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したものに限る。)</p> <p>参 事 監 行 政 監 察 監</p> <p>工事検査室の室長(人事委員会 が承認したものに限る。)</p>	3 種	本	庁	<p>産業技術センターのセンター長 (人事委員会が承認したものに 限る。)</p> <p>農業大学の校長(人事委員会 が承認したものに限る。)</p> <p>参 事 監 行 政 監 察 監</p>	3 種
		<p>課長(衛生環境研究所、産業技 術センター及び農業大学の課 長を除く。)</p> <p>消 防 防 災 航 空 室 の 室 長</p> <p>県 民 室 の 室 長</p> <p>自 治 研 修 所 の 所 長 及 び 次 長</p> <p>福 利 厚 生 室 の 室 長</p> <p>協 働 推 進 室 の 室 長</p> <p>国 内 交 流 推 進 室 の 室 長</p> <p>衛 生 環 境 研 究 所 の 所 長 及 び 次 長</p> <p>産 業 技 術 セ ン タ ー の セ ン タ ー 長、 次 長、室 長 及 び 所 長</p> <p>農 業 大 学 校 の 校 長、次 長 及 び 部 長</p> <p>市 瀬 地 区 生 活 安 定 推 進 室 の 室 長</p>				<p>課長(産業技術センター及び農 業大学の課長を除く。)</p> <p>県 民 室 の 室 長</p> <p>福 利 厚 生 室 の 室 長</p> <p>工 事 検 査 室 の 室 長</p> <p>協 働 推 進 室 の 室 長</p> <p>国 内 交 流 推 進 室 の 室 長</p> <p>産 業 技 術 セ ン タ ー の セ ン タ ー 長、 次 長、部 長 及 び 所 長</p> <p>農 業 大 学 校 の 校 長、次 長 及 び 部 長</p> <p>市 瀬 地 区 生 活 安 定 推 進 室 の 室 長</p>	

<p>会計管理室の室長                  審査指導室の室長                  出納室の室長                  集中化推進室の室長                  工事検査室の室長</p>	<p>4 種</p>	<p>会計管理室の室長                  審査指導室の室長                  出納室の室長                  集中化推進室の室長</p>	<p>4 種</p>
		<p>営繕室の室長                  給与管理室の室長                  市町村税制支援室の室長                  分権推進室の室長                  鳥取砂丘室の室長                  自然エネルギー推進室の室長                  水環境室の室長                  環境産業育成室の室長                  企画推進室の室長                  産学官連携推進室の室長                  企業立地推進室の室長                  雇用政策室の室長                  企画調整室の室長                  普及技術指導室の室長                  地産地消推進室の室長                  農村整備企画室の室長                  林産振興室の室長                  林業専門技術員室の室長                  水産振興室の室長                  高速道路推進室の室長                  緑地公園室の室長</p>	

知事の事務部局		室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、法制室及び衛生環境研究所の室長を除く。）	
		秘書（人事委員会が承認したものに限る。）	5 種
	主 任 教 授		
	検 査 専 門 員		
消防学校	校 長		
	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3 種	
東京事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種	
	所 長	2 種	
	副 所 長	3 種	
略			
	所長（農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	1 種	
	所長（農業改良普及所の所長を除く。）		
	局長（中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。）	2 種	

知事の事務部局		漁 港 室 の 室 長	
		秘書（人事委員会が承認したものに限る。）	5 種
	検 査 専 門 員		
東京事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種	
	所 長	2 種	
	副 所 長	3 種	
略			
	所長（県税事務所及び農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	1 種	
	所長（県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。）		
	局長（中部総合事務所福祉保健局の局長及び人事委員会が承認したものに限る。）	2 種	

地方 機関	総合事務所	認したものに限る。)	
		副局長(人事委員会が承認したものに限る。)	
		局長(中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	
		副局長 課長(保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。)	3 種
		農業改良普及所の所長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長	
		略	
	略		
	八頭県民局	局長(人事委員会が承認したものに限る。)	2 種
		局長	3 種
地方 機関	総合事務所	県税事務所の所長(人事委員会 が承認したものに限る。)	
		副局長(人事委員会が承認したものに限る。)	
		局長(中部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	
		県税事務所の所長 副局長 課長(保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。)	3 種
		農業改良普及所の所長 大規模基盤整備室の室長	
		米子空港整備推進室の室長	4 種
		略	
	略		
	自治研修所	所長(人事委員会が承認したものに限る。)	2 種
		所長 次長	3 種

略		
男女共同参画センター	事務局 長	3 種
東部福祉保健局	局長 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2 種
	副局長 課 長	3 種
略		
総合療育センター	略	
略		
食肉衛生検査所	所 長	3 種
消費生活センター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2 種
	所 長	3 種

主任 教授 5 種		
略		
工事検査出張所	所 長	4 種
	検査専門員	5 種
福祉保健局	局長（支局の局長を除く。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2 種
	副局長 支局の局長	3 種
	課長（八頭支局の課長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。）	
略		
皆生小児療育センター	略	
略		
男女共同参画センター	事務局 長	3 種
食肉衛生検査所	所 長	3 種
衛生環境研究所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1 種又は 2 種
	所 次 長	3 種
消費生活センター	所 長	3 種

略	園芸試験場	場長(人事委員会が承認したものに限る。)	2	種			
		場次	長 長	3	種		
略							
略	消防学校	校	長	3	種		
		副校長(人事委員会が承認したものに限る。)					
略							
略	略	略			2	種	
		次	長	3			
		参	事				監
		課	長				3
福利室の室長 障害児教育室の室長 全国生涯学習フェスティバル推進室の室長 全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の室長							
略	略	略			3	種	
		教育企画室の室長 高校改革推進室の室長 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)					

教育  
委員  
会事  
務局

本

庁

略	園芸試験場	場長(人事委員会が承認したものに限る。)	2	種			
		場次	長 長	3	種		
略							
略	工事検査出張所	所	長	4	種		
		検査専門員		5	種		
略							
略	略	略			2	種	
		教	育	次			長
		次	参	事			監
		課	長	3			種
福利室の室長 障害児教育室の室長 全国生涯学習フェスティバル推進室の室長 全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の室長							
略	略	略			3	種	
		教育企画室の室長 高校改革推進室の室長 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)					

教育  
委員  
会事  
務局

本

庁



教育委員会事務局及び教育機関		室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除き、遺跡調査整備室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。）	4	種	全国生涯学習フェスティバル推進室の室長 全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の室長	4	種	
			略			略		
			地方機関	略		略		地方機関
	教育センター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	1	種	所	長	2	種
			所	長		2	種	
	図書館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種又は2種		次課室	長	3	種
			館次	長		3	種	
	博物館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）	1	種	館	長	2	種
			館	長		2	種	
	生涯学習センター	所長(人事委員会が承認したものに限る。)	2	種	所	長	3	種
所			長	3		種		
図書館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）	1種又は2種		館	長	3	種	
		館	長		3	種		

		次	長	
教育	略			
機関	少年自然の家	所	長	3 種
	博 物 館	館長（人事委員会が承認したものに限る。）		1 種
		館	長	2 種
		副 課	館 長	3 種
	埋蔵文化財センタ ー	所	長	3 種
略				
	高 等 学 校	略		3 種
		事務長（鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境港総合技術高等学校の事務長に限る。）		

		副 課	館 長	3 種
	生涯学習センター	所長(人事委員会が承認したものに限る。)		2 種
		所	長	3 種
教育	略			
機関	少年自然の家	所	長	3 種
	埋蔵文化財センタ ー	所	長	3 種
		発掘調査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。）		4 種
略				
	高 等 学 校	略		3 種
		事務長（鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境港総合技術高等学校の事務長に限る。）		

略
略

略
略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第17号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	

知 事 の 事 務 部 局		部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 所長（産業技術 センターの所長を除く。） 行政監察監 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（防災危 機管理課情報システム管理室、衛生環境研究 所及び産業技術センターの室長を除く。） セ ンター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（職員課、福利厚生室、行政 経営推進課改革推進担当及び住宅政策課の主 幹（住宅政策課にあっては、庶務に関する事 務を行う主幹に限る。）に限る。） 財政課主 計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課 管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及 び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に 限る。） 監察員 職員課人材活用担当の 職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課人 材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除 き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理室室員（主幹及び副主幹 を除き、企画に関する事務を行う室員に 限る。） 行政経営推進課改革推進担当 の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に 関する事務を行う職員に限る。）	知 事 の 事 務 部 局	部長（産業技術センター及び農業大学の 部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 行政監察監 課長（農業大学の 課長を除く。） 室長（防災危機管理課情 報システム管理室及び産業技術センターの 室長を除く。） センター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（ 職員課、福利厚生室、行政経営推進課改 革推進担当、環境管理推進課及び住宅政 策課の主幹（環境管理推進課及び住宅政 策課にあっては、庶務に関する事務を行 う主幹に限る。）に限る。） 財政課主計 員 主任監察員 水産課取締船長 管財課 管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室 及び行政経営推進課改革推進担当の副主 幹に限る。） 監察員 職員課人材活用 担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企 画に関する事務を行う職員に限る。） 職 員課人材評価担当の職員（主幹及び副主 幹を除き、企画に関する事務を行う職員 に限る。） 職員課給与管理室室員（主 幹及び副主幹を除き、企画に関する事務 を行う室員に限る。） 行政経営推進課 改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を 除き、企画に関する事務を行う職員に 限る。）
	本 庁	本 庁		
	消 防 学 校	校 長 副 校 長		
	略	略		
		所 長 局 長 副 局 長 課 長（保健衛生課長を除		
		所 長 局 長 県 税 事 務 所 長 副 局 長 課 長（保		

総合事務所	く。) 農業改良普及所長 室長 (心と女性の相談室長を除く。) 館長
略	
八頭県民局	局長
略	
男女共同参画センター	事務局長
東部福祉保健局	局長 副局長 課長 (保健衛生課長を除く。)
略	
総合療育センター	略
略	
消費生活センター	所長
略	
工事検査出張所	所長
略	
教育委員会事務局等	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員 (人事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。) 教

総合事務所	健衛生課長を除く。) 農業改良普及所長 室長 (心と女性の相談室長を除く。)
略	
自治研修所	所長 次長
略	
工事検査出張所	所長
福祉保健局	局長 副局長 支局の局長 課長 (保健衛生課長を除く。)
略	
皆生小児療育センター	略
略	
衛生環境研究所	所長 次長 総務課長
消費生活センター	所長
男女共同参画センター	事務局長
略	
消防学校	校長 副校長
略	
教育委員会事務局等	教育長 理事監 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課 <u>課学事係長</u> 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員 (人事関係の企画に関する事務を行う職員

育総務課教育企画室室員（企画に関する事務を行う室員に限る。） 小中学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。） 障害児教育室室員（人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。） 高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

地方  
機  
関

略

妻木晩田遺跡事

略

務所

略

略

備考 略

に限る。） 教育総務課教育企画室室員（企画に関する事務を行う室員に限る。） 小中学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。） 障害児教育室室員（人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。）  
高等学校課学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。） 高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

地方  
機  
関

略

妻木晩田遺跡現

略

地事務所

略

略

備考 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後												改 正 前													
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）												別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）													
組織		職務の級										組織		職務の級											
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
知事の 事務部 局	本 庁	略	略	略	係 長	係 長	課長補佐	課長補佐	課長（衛	課長（衛	次長（自	部長（農	知事の	本 庁	略	略	略	係 長	係 長	課長補佐	課長補佐	課長（産	課長（産	次長（産	部長（農
	局				秘 書	秘 書	室長補佐	室長補佐	（衛生環	（衛生環	治 研 修	業大学校	の部長を	局				秘 書	秘 書	室長補佐	室長補佐	業技術セ	業技術セ	業技术セ	業大学校
					主 計 員	主 計 員	局長補佐	環境研究	境研究所	研究所、産	業の部長を	除く。）						主 計 員	主 計 員	局長補佐	術センター	術センター	術センター	の部長を	
					検査専門	検査専門	秘 書	及び産業	業技術セ	業技術セ	環境研究	行政監						検査専門	検査専門	秘 書	一の課長	及び農業大	及び農業大	除く。）	
					員補	員補	情報シス	技術セン	ンター及	ンター及	所、産業	防 災 監						員補	員補	法制室及	補佐を除	業大学校の	業大学校の	防 災 監	
					企 画 員	企 画 員	テム管理	ターの課	び農業大	び農業大	技術セン	文化観光						企 画 員	企 画 員	び情報シ	長を除	業大	業大	文化観光	
					広報企画	広報企画	室及び法	長補佐を	学校の課	学校の課	ンター及	局の局長						広報企画	広報企画	ステム管	室長補佐	を除く。）	を除く。）	防 災 監	
					員	員	制室の室	長を除	農業大学	農業大学	校の次長	行政監察						員	理室の室	局長補佐	室長（法	県民室、	防 災 監		
					衛生環境	衛生環境	長	室長補佐	を除く。）	を除く。）	校の次長	監						産業技術	産業技術	長	秘 書	制室及び	福利厚生		
					研究所及	研究所及	衛生環境	局長補佐	室長（情	消防防災	を除く。）							センター	センター	産業技術	法制室及	情報シス	室、工事		
					び産業技	び産業技	研究所、	秘 書	報システ	航空室、	防 災 監							の課長補	の課長補	センター	び情報シ	テム管理	検査室、		
					術センター	術センター	産業技術	情報シス	ム 管 理	県民室、	副出納長							佐	佐	及び農業	ステム管	室の室長	協働推進		
					一の課長	一の課長	センター	テム管理	室、法制	福利厚生	人権局、							副 主 幹	副 主 幹	大学の	理室の室	を除く。）	室、国内		
					補佐	補佐	及び農業	室及び法	室、衛生	室、工事	文化観光							監 察 員	監 察 員	課長	長	産 業 技 術	交流推進		
					副主任	副主任	大学の	制室の室	環境研究	検査室、	局、水産							主任（主	主任（主	所 長	産 業 技 術	センター	室、市瀬		
					教務主任	教務主任	課長	長	所及び産	協働推進	振興局及							事）	事）	分 室 長	センター	のセンタ	地区生活		
					監察員	監察員	所長（自	衛生環境	業技術セ	室、国内	び出納局							主任（技	主任（技	主任（技	主 計 員	及び農業	一長	安定推進	
					主任（主	主任（主	治研修所	研究所、	ンターの	交流推進	の局長							師）	師）	主 計 員	大学の	農業大学	室、会計		
					主任（主	主任（主	及び衛生	産業技術	室長を除	室、市瀬	行政監察							主 事	主 事	主任監察	課長	校の校長	管理室、		
					主任（技	主任（技	環境研究	センター	く。）	地区生活	監							機 械 技 師	理 学 療 法	員	所 長	産 業 技 術	審査指導		
					師）	師）	所の所長	及び農業	自治研修	安定推進	理 事 監							電 気 技 師	農 業 專 門	副 檢 査 專	分 室 長	センタ	室、出納		
					主 事	主 事	を除く。）	大学の	所の所長	室、会計								無 線 技 師	技 術 員	門 員	主 計 員	及び集	管理室、		
					機械技師	農 業 專 門	分 室 長	課長	産業技術	管理室、								電 話 技 師	生 活 改 良	教 授	税 務 主 幹	大学校の	中 化 推 進		
					電 氣 技 師	農 業 專 門	主 計 員	所長（自	センター	審 査 指 導								薬 劑 師	專 門 技 術	企 画 員	主任監察	次長	室の室長		
					無 線 技 師	技 術 員	税 務 主 幹	治 研 修 所	のセンタ	室、出納								衛 生 技 師	員	広 報 企 画	員	農 業 大 学	産 業 技 術		
					電 話 技 師	生 活 改 良	主任監察	及び衛生	一長	室及び集								理 学 療 法	門 技 術 員	副 檢 査 專	員	センタ	のセンタ		
					薬 劑 師	專 門 技 術	員	環境研究	農業大学	中 化 推 進								士	技 術 員	用 地 主 幹	門 員	参 事	のセンタ		
					衛 生 技 師	員	副 檢 査 專	所の所長	校の校長	室の室長								保 健 師	水 産 業 專	係 專 門 教	授 秘 書	一長	農 業 大 学		
					理 学 療 法	林 業 專 門	門 員	を 除 く 。	自 治 研 修	自 治 研 修								看 護 師	門 技 術 員	檢 査 專 門	企 画 員	税 務 專 門	農 業 大 学		
					士	技 術 員	教 授	分 室 長	所、衛生	所の所長								栄 養 士	助 教 授	員補	広 報 企 画	員	校の校長		

保健師 水産業専 企画員 主計員 環境研究 産業技術  
 看護師 門技術員 広報企画 税務主幹 所、産業 センター  
 栄養士 助教授 員 主任監察 技術セン のセンタ  
 歯科衛生 船 長 用地主幹 員 副検査専 農薬大学 農業大学  
 士 機関長 係 長 門員 校の次長 校の校長  
 商工技師 講師 検査専門 員 教授 農薬大学 参事監  
 農林技師 企業診断 員補 教 授 農薬大学  
 改良普及 員 主 幹 企画員 校の部長  
 員 水産業改 副主幹 広報企画 参事  
 造園技師 良普及員 教務主任 員 秘書  
 水産技師 機関士 監察員 用地主幹 主任教授  
 土木技師 航海士 主任主 査 主 査 専 門  
 建築技師 通信士 主 幹 員 検査専門 員  
 農業専門 船 員 技術員 生活改良 用地専門 員  
 技術員 専門技術 員 主 査  
 生活改良 員 林業専門 員  
 専門技術 員 水産業専 門技術員  
 林業専門 技術員 助教授  
 技術員 助教授 船 長  
 助教授 機関長 機関長  
 船 長 講師 企業診断  
 機関長 員  
 講師 企業診断 員  
 水産業改 良普及員  
 機関士 航海士  
 通信士 船 員

歯科衛生 船 長 主 幹 員 検査専門 参事監  
 士 機関長 副主幹 用地主幹 員 行政監察  
 商工技師 講師 監察員主 査 用地専門 監  
 農林技師 企業診断 主任主 幹 員 主 査  
 改良普及 員 農業専門 員  
 員 水産業改 技術員  
 造園技師 良普及員 生活改良 員  
 水産技師 機関士 専門技術 員  
 土木技師 航海士 員  
 建築技師 通信士 林業専門 員  
 農業専門 船 員 技術員  
 技術員 水産業専 門技術員  
 生活改良 門技術員  
 専門技術 助教授  
 員 船 長  
 林業専門 機関長  
 技術員  
 助教授  
 船 長  
 機関長  
 講師  
 企業診断  
 員  
 水産業改  
 良普及員  
 機関士  
 航海士  
 通信士  
 船 員

地方機関	消防学校			教官	教官	教官	副校長	副校長	校長			
									副校長		所長	所長
略	東京事務所									副所長	所長	所長
	略											
総合事務所				略	略	略	略	局長(中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	局長(中部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	局長(農業改良普及所の所長を除く。)	所長(農業改良普及所の所長を除く。)	

地方機関	東京事務所											副所長		所長	所長
略	略														
	略														
総合事務所				略	略	略	略	局長(中部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	局長(中部総合事務所福祉保健局の局長を除く。)	局長(農業改良普及所の所長を除く。)	所長(県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。)	局長(県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。)		所長(県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。)	所長(県税事務所及び農業改良普及所の所長を除く。)







									吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境港総合技術高等学校の事務長 船長											
	盲学校	学校栄養職員	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員
	聾学校	学校栄養職員	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員
	養護学校	学校栄養職員	学校栄養職員	学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員	事務次長 主任学校栄養職員
略																				

備考 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	職務の級																		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級									
警察	略																			
	警察署				略	課長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官	次長 幹部派出 所長 係長 専門官
略																				

備考 略

別表第3 教育職給料表(1級)別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
略					

																				吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境水産高等学校の事務長 船長																				
	盲学校																				事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	
	聾学校																				事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長
	養護学校																				事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長	事務次長
略																																								

備考 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	職務の級																																						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																													
警察	略																																							
	警察署																					課長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官	次長 係長 専門官		
略																																								

備考 略

別表第3 教育職給料表(1級)別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
略					

教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略			
		図書館	係長 資料相談員	係長 資料相談員	
	生涯学習センター	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事		
	略				
教育委員会事務局		係副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主事 社会教育主事 高校教育主事 文化財主事 係副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	略	
略					
知事の事務局	本庁	副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員		
		地方機関	公文書館	専門員 専門員	
		男女共同参画センター	副主幹	副主幹	
略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
略				
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略		
		図書館	係長 資料相談員	係長 資料相談員
	生涯学習センター	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	
略				
教育委員会	本庁	係長	指導主事	略

教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略			
		図書館	係長 資料相談員	係長 資料相談員	
	生涯学習センター	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事		
	略				
教育委員会事務局		係副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主事 社会教育主事 高校教育主事 文化財主事 係副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	略	
略					
知事の事務局	本庁	副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員		
		地方機関	公文書館	専門員 専門員	
		男女共同参画センター	副主幹	副主幹	
略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
略				
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略		
		図書館	係長 資料相談員	係長 資料相談員
	生涯学習センター	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	係長 指導主事 社会教育主事 研修主事	
略				
教育委員会	本庁	係長	指導主事	略

事務局	略	副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事
知事の事務部局	本庁	副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員	副主幹 参事 主幹 副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員
	男女共同参画センター	副主幹	副主幹		

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略	略	略	分場長 室長(産業技術センターの室長を除く。) センター長 農場長 産業技術センターの室長 園芸試験場の所長 試験地長 特別研究員 研究員	所長(園芸試験場の所長を除く。) センター長 農場長 産業技術センターの室長 研究技監 次長 専門研究員	衛生環境研究所の所長 センター長 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び水産試験場の場長
教育機関	略	略	略	課長補佐 係長 学芸員	略	略
略						
備考 略						

別表第6 医療職給料表(1級)別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	地方機関	略	略	略	略
		総合療育センター	略		
		皆生小児療育センター	略		

事務局	略	副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事
知事の事務部局	本庁	副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員	副主幹 参事 主幹 副主幹 専門員	参事 主幹 副主幹 専門員
	男女共同参画センター	副主幹	副主幹		

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略	略	略	分場長 室長(産業技術センターの室長を除く。) センター長 農場長 産業技術センターの室長 園芸試験場の所長 試験地長 特別研究員 研究員	所長(園芸試験場の所長を除く。) センター長 農場長 産業技術センターの室長 研究技監 次長 専門研究員	衛生環境研究所の所長 センター長 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場及び水産試験場の場長
教育機関	略	略	略	課長補佐 副主幹 学芸員	略	略
略						
備考 略						

別表第6 医療職給料表(1級)別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	地方機関	略	略	略	略
		総合療育センター	略		
		皆生小児療育センター	略		

略	略	略	略	局長(支局の局長を除く。) 副局長
	福祉保健局	略	略	局長
	精神保健福祉センター	課長	所長	所長
本	衛生環境研究所	研究員	室長	所長
	衛生環境研究所	研究員	室長	所長
略	略	略	次長(衛生環境研究所の次長を除く。)	部長
略	略	略	参事	参事
略	略	略	参事	参事

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
組織	略							
	福祉保健局	略						
	略							

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
組織	略							
	皆生小児療育センター	略						
	略							

略	略	略	略	局長
	東部福祉保健局	略	略	局長
	精神保健福祉センター	課長	所長	所長
本	衛生環境研究所	研究員	室長	所長
	衛生環境研究所	研究員	室長	所長
略	略	略	次長(衛生環境研究所の次長を除く。)	部長
略	略	略	参事	参事
略	略	略	参事	参事

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
組織	略							
	東部福祉保健局	略						
	略							

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
組織	略							
	総合療育センター	略						
	略							

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。